## 障害等級早見表(障害補償の等級)

	<u> </u>	体幹		 上 肢		手 指
部位 1級		1/ <del>1</del> <del>1/1</del> <del>1/1</del>	5)			ナ 相
17校			5)	門上放を別関即以上で大つた		
			6)	両上肢の用を全廃		
o /est			-\	<b>フール・イ田休い しっ</b> ル		
2級			5)	両上肢を手関節以上で失った		
				1		
3級					5)	両手の指の全部を失った
4級			4)	1上肢を肘関節以上で失っ	6)	両手の指の全部の用を廃した
				た		
5級			4)	1上肢を手関節以上で失っ		
1,5				た		
			6)	1上肢の用を全廃		
6級	5)	脊柱に著しい変形	6)	1上肢の3大関節中の2関節	8)	1手の5の指又は母指を含む4の指
0/1/2	07	又は運動障害	0)	の用を廃した	0)	を失った
7級			9)	1上肢に偽関節を残し、著し	6)	1手の母指を含み3の指を失った又
1 7990			9)	1上版に協関即を残し、者しい運動障害を残す	0)	は母指以外の4の指を失った
					7)	1手の5の指又は母指を含む4の指
- / <del></del>		ala IV v veresi pala da	- \		- >	の用を廃した
8級	2)	脊柱に運動障害	6)	1上肢の3大関節中の1関節の用を廃した	3)	1手の母指を含み2の指を失った又 は母指以外の3の指を失った
			8)	1上肢に偽関節を残す	4)	1手の母指を含み3の指の用を廃し
			0)		1/	た又は母指以外の4の指の用を廃し
0 /at					10)	E E HALL A TO THE HOUSE
9級					12)	1手の母指を失った又は母指以外の 2の指を失った
					13)	1手の母指を含み2の指の用を廃し
						た又は母指以外の3の指の用を廃し
10亿			10)	11. 叶の9十間然中の1間然	7)	た
10級			10)	1上肢の3大関節中の1関節 の著しい機能障害	7)	1手の母指の用を廃した又は母指以外の2の指の用を廃した
				*プログ		クトック2ック1日ック/11 と <i>)元 U I</i> C
	Ļ	T. IN				
11級	7)	脊柱に変形			8)	1手の示指、中指又は環指を失った
12級	5)	鎖骨、胸骨、肋	6)	1上肢の3大関節中の1関節	9)	1手の小指を失った
		骨、肩甲骨又は骨 盤骨に著しい変形	Q)	の機能障害 長管骨の変形	10)	1手の示指、中指又は環指の用を廃した
		盆月に有しい 次形	0)	及自自少发的		
13級					7)	1手の小指の用を廃した
					8)	1手の母指の指骨の一部を失った
14級			4)	上肢の露出面にてのひら大の聴いないないません。	6)	1手の母指以外の指の指骨の一部を
				の醜いあとを残す	7)	失った 1手の母指以外の指の末関節を屈伸
					'/	不能
	-		-		•	. =

部位		下 肢		足 指
1級	7)	両下肢を膝関節以上で失った。		
	8)	た 両下肢の用を全廃		
2級	6)	両下肢を足関節以上で失った		
3級				
4級	5)	1下肢を膝関節以上で失った		
	7)	両足をリスフラン関節以上で 失った		
5級	5)	1下肢を足関節以上で失った	8)	両足の指の全部を失った
	7)	1下肢の用を全廃		
6級	7)	1下肢の3大関節中の2関節 の用を廃した		
7級	8)	1足をリスフラン関節以上で 失った	11)	両足の指全部の用を廃した
	10)	1下肢に偽関節を残し、著し い運動障害を残す		
8級	5) 7) 9)	1下肢を5cm以上短縮 1下肢の3大関節中の1関節 の用を廃した 1下肢に偽関節を残す	10)	1足の指全部を失った
9級			14)	1足の第1の指を含み2以上の指を 失った
			15)	
10級	8) 11)	1下肢を3cm以上短縮 1下肢の3大関節中の1関節 の著しい機能障害	9)	1足の第1の指又は他の4の指を失っ た
11級			9)	1足の第1の指を含み2以上の指の 用を廃した
12級	7)	1下肢の3大関節中の1関節 の機能障害	11)	1足の第2の指を失った、第2の指を 含み2の指を失った又は第3の指以
	8)	長管骨の変形	12)	下の3の指を失った
13級	9)	1下肢を1cm以上短縮	10)	1足の第3の指以下の1又は2の指を 失った
			11)	1足の第2の指の用を廃した、第2の 指を含み2の指の用を廃した又は第 3の指以下の3の指の用を廃した
14級	5)	下肢の露出面にてのひら大の醜いあとを残す	8)	1足の第3の指以下の1又は2の指の 用を廃した
<u> </u>	<u> </u>			